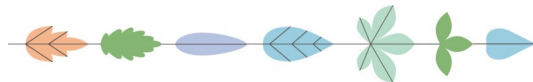


DV離婚と子ども～知っておきたい法律のこと

DVによる別居や離婚を経て、子どもと今までどおりの生活をしていきたい。
あるいは、子どもに変化を受け入れてもらって、新しい生活をはじめたい。
子どもをめぐる親の不安や願いは、DVが背景にあるとき、より切実です。
離婚の前後に子どもに関係する法制度、特に養育費や面会交流の問題について
どう向き合い対処していけばいいのでしょうか。専門の弁護士さんと考えます。



11月19日(土) 午後1時～3時
男女共同参画推進センター

(JR武蔵境駅nonowa口徒歩5分：市民会館内)

講師：露木肇子さん (弁護士)

対象：当事者および支援者の方、関心のある方

(定員35名：要事前申込、先着順)

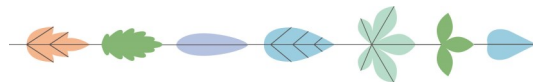
託児：5名 (無料：生後3か月～学齢まで)

(※11/5迄要予約、市内優先、多数の場合抽選)



露木肇子 (つゆき・はつこ) さん

多摩総合法律事務所弁護士。
DV被害者支援など、女性の立場にたった活動を行っている。東京三弁護士会多摩市部DV法律相談員、東京ウィメンズプラザDV研修講師。講談社「モラル・ハラスメントのすべて」共著。



お申込みは男女共同参画推進センターへ

☎ 0422-37-3410 Fax 0422-38-6239

電子メール：danjo@city.musashino.lg.jp



武蔵野市HPからもお申し込みできます →

SEARCH

武蔵野市 男女

で検索!